

ある山林地主の家督相続をめぐる

岡 光 夫

目次

はしがき

一 山国郷における国役と役山

二 河原林家の出自とその展開

三 河原林安三郎の勘当とその後

四 家督奪回の訴訟

あとがき

は し が き

本稿は江戸時代丹波国山国郷大野村に居住し、幕末に郷内有数の山林地主となった河原林家の、家督相続にまつわる事件の実証的研究を目指している。そもそもこの事件は、江戸初頭に分家してより六代目にあたり、当時隠居していた親が、七代目の戸主の不行跡を理由に、分家中の自分の弟達、すなわち戸主の叔父達と相はかり家督を召上げ

て、ふたたび戸主の座につき、その後前戸主を勘当にしたことに端を発している。

このような問題を法制史上はじめてとり上げたものとして、明治三十八年（一九〇五）三浦周行博士の「親子關係を中心としての家族制度」（『法制史之研究』所収六三〇ページ）がある。博士はこの論作で『類例秘録』の文政八年九月の条を引用して「親は隠居して家族になり居るも、場合によっては、子たる戸主を勘当することを得たり」とし、武家においてはその家断絶するのに対し、庶民においては身持の次第によっては「所謂百姓株を潰すの多からんことを憂へて」のことなりと論ぜられている。

またその後の中田薫博士も『徳川時代の文学に見えたる私法』（大正三年、『宮崎道三郎教授在職廿五年記念論文集』に所収、後に「半狂堂」より同名にて出版、第二版は大正十四年「明治堂」発行）において「隠居ハ父子ノ關係ヲ變更スルモノニアラズ、故ニ父ハ隠居ノ後ト雖モ、子タル当主ヲ勘当スルコトヲ得ベシ」と称し、近松半二『関取千両幟』（明和四年）等を引用されている。

これら天下の名著に論ぜられている通り、事情によっては隠居が戸主から家督をとりあげ、これを放逐することは合法であり、特殊の例でないようである。

本稿は勘当された前戸主が、その後いかなる経過をたどったか、とくに勘当によって族縁結合の強い地域で、家とのつながりを完全に断ち切ることが可能であったかどうか、当事者およびその周辺の者の意識と行動を追及してみようと思う。

一見して本稿の一と二は、直接にテーマとかかわりないような印象をうけるのであるが、二は河原林家を中心とする族縁結合の具体的あらわれを、近世初頭までさかのぼり追及したものであり、一はそれを支える基盤をさぐるよう

したもので、共に私達の共同研究『林業村落の史的研究』（昭和四十二年・ミネルヴァ書房発行）の筆者の分担分の一部を利用した。

なおこの研究は、私の専門外の分野であり、しかも編輯の都合上短時間でまとめなければならなかったために、考察の不十分なところが多々あると思われるので、先学の忌憚なき御批判を得られれば、これにすぎる幸はない。

一 山国郷における国役と役山

河原林家の存在する丹波国山国郷は、その位置が京都に接近する関係で早くから木材の商品化がすすみ、近世初頭に本郷の集落周辺は、名主による私有林が相当あり、天正十五年（一五八七）につづく文禄五年（一五九六）の二回にわたる太閤検地は、庄園機構を解体し、中世の名主と古住人の一部とをもって本百姓を形成せしめ、私有林からとり残された惣庄山の利用をさせようとした。

慶長十一年（一六〇六）と寛永七年（一六三〇）の惣庄山の村への分割は、その方針を実施すべく着手されたのであるが、村内でこれを具体化するにあたり、伝承にもとづけば、本百姓中で中世の名主の自家とその庶流が、名単位に均等人数でもって中世の「斧役」を負担したとして、それを惣庄山保有の根幹にすえ役山なるものを設定し、小百姓から成長した農民はもちろんのこと、本百姓でも名主の系譜につながらない者は排除し、太閤検地にもとづく「本役人」とは異なった範疇の役山保持者たる「役人」を設定し、これを近世でも「名主」と呼称した。

斧役負担者をさらに具体的に伝承をたどると、役人数はいずれの村も三の倍率を示しており、中世に一名から斧役

本家一人に対し、曹家二人で合計三人を三六名から出し、一〇八家で斧役を一人につき五三寸三尋木を八三本づつ負担していたので、かれらを役人となし近世に役山保持者にしたという。また枝郷では「労役」を負担し、御所の内裏の「ふき役」で、役山の「奥山」の分割は「ふき役」負担者を基準にしたと称している。

これらは共に中世の役山を継承したことにその由縁を求めているのであるが、役人一〇八家の根拠となっている名の村毎の分布は、中世史料の語るところと異なり、近世の伝承で称しているものと合致しないのである。それでは何を基準にしたか、今のところこれに確信をもって答えることができないが、近世の村高を基準にしているようであり、石高三百石代の村に対し四名ないし五名、二百石代の村に二名ないし三名、百石代の村には二名とし、夫々それを三倍して役人数をきめ、近世初頭に残存した有力名主を核としてその同族に割付け、きわめて近世的操作が施された形跡をうかがうことができる。

山国郷における役山は二、三の村では役人個人に分割しているが、多くの村は役人の共有林となし収益を役人に配分し、かれらは宮座を構成し、山国五社明神の信仰によって団結し、その構成員たる役人を「名主」と称し、名主以外の者が役人となることを排除せんとしたのである。

さて、ここで以上の記述に対し、若干の考察を加える必要がある。そもそも「国役」というのは、幕府がある地域を限って臨時の課役を賦課し、または幕府あるいは諸藩でも、職人に課する賦課であり(藩によっては水役と称している)、当郷の国役は杣役であるからもちろん後者である。

当郷の国役は、秀吉の築城や江戸初期に課せられたことが記録にあり、後に「二〇分の一運上」として、役山の筏の現木場を江戸時代を通じて徴収している。

課役に対する反対給付として、幕府および諸藩一般に、第一に職の独占を保障し（これは株仲間の素地となり、「判株」として流通面が分離して統制、保障さる。）、第二には「諸役免除」あるいは「御免屋敷」または「役高」等のうちの一つを支給している。当郷では役高の土地の分給とは異なるが、これに類する山林を繪有林から分割し役山と称し、全山林の二八%を与えている。役山とは「国役人の山」あるいは「役負担の山」の両様の意味をあらわしている。

国役は本来は職人という特殊技能の持主に対する課役であったのであるが、当郷では中世の「斧役」を負担した層をそれになし、特殊技能よりもむしろそれを負担した「名主」という「家柄」にすりかえてしまった。そのため本役を負担する本役人とダブってしまい、一人で国役と本役とを兼ね他に例をみない変則的な形となった。

国役人を旧名主とその一族になし、それを固定化せんとしたのであるが、当郷の国役制は役山の場現木になってから、それを納めてさえいれば、領主側では納入する国役人が何人たることを問わないこととなり、職の保障がなくなり、家柄重視が裏目に出て、国役人の固定化がむずかしくなってきた。

それから場に運上を固定したために、他の林野よりも五%の収益減となり、また林業一般はかなりの投機性を有し、年によっては仕込銀を回収できないようなこともあり、国役人が倒産し役山の権利を一族外の者が買い、国役人に名主外の者の進出がみられてきた。

大野村ではすでに延宝五年（一六七七）に一五人の役人のうち三人は、すでに無苗の非名主であり、一五年後の元禄五年（一六九二）役人は全体で一一人に減少し、延宝で役人であった七人はすでに役人たる資格を失格し、八人だけが残存し、かわって新検で石高六斗五升二合にすぎなかった者や無高の者等二人が役人になっており、明和九年（一七七二）には「名主」はさらに三人に減少し、明治三年（一八七〇）に二人を残すのみであり、役山保有者は「名主」

第1表 大野村の名主家の持高の推移

延宝6年名	延宝6	明和9	寛政10	天保6	嘉永2	明治3
野上長兵衛	石 20.4580(1)	17.3308	7.8500	0.2300	0.220	12.3511
中林六左衛門	20.0493(2)	3.7168	1.4500	(文化中絶)	—	—
河原林忠兵衛	18.7669(4)	33.2106	19.6600	8.0500	7.6063	7.6064
中久保与右衛門	18.0235(5)	20.7558	15.9500	0	0	0.5033
田中次兵衛	10.2749(10)	5.6197	12.3200	4.230	0.3822	0.3822
林平兵衛	10.1501(11)	4.6107	1.9400	0.354	0.5368	0
林伝左衛門	5.8317(16)	4.9500	7.8300	7.510	0.4033	0.2733

() 石高の村内順位

たるよりも、経済力のある村民にうけつがれているのをみることが
できる。

また役山一人分が寛政年間から細分化されており、それ以後その
現象がはげしくなり、零細保有者が増加し、二役以上の集中者もあ
らわれ、このような株の細分化現象と、役人外への株の移動に対し
寛政十一年(一七九九)に「名主古法村方定書」をつくり、名主外に
役山を売渡し名主内に役式が少なくなり、以後は名主間でこれを止
めるよう盟約しているが、役山が私林的性格をおびてくるのであ
る。

名主層の分解の過程は石高保有面にもあらわれており、第一表に
よれば、延宝期の名主七人のうち一人を除いて一〇石以上を所持
し、いずれも村内一〇位以内を占めているが、明和になると三人の
みが一〇石以上であり、文化年間には絶家もあらわれ、天保期以降
はいずれも一〇石未満となり、無保有や一石未満の者が四人あらわ
れている。

結果的には以上のような分解をまねいたのであるが、その過程に
おいては同族間ではこれを防衛するために、一層結合を固めてこれ

に対応したのである。

二 河原林家の出自とその展開

河原林家について正確に出自を語るに足るものがないが、山国五社明神の宮座を構成する名主家の由緒をあらわした『古家撰伝集覚書』が一つの手がかりとなる。この覚書は天保末年か弘化初年ごろの編纂物といわれ、伝承を文字化したもので数世紀間の名主の消長をある程度しらせてくれるのである。この覚書に河原林家についてつぎの記載がある。

当家元来ハ下林氏ニシテ為国名、川原林奎大允苗家之処、天正年中乱散其後国真名林氏より以_ニ庶子_ニヲ分家ス是当家也、林氏庶子川原林といふ、其後下林退職ヲ興_ニ一男_ニ相続。讓_ニ川原林本家_ニ分_ニ家督_ニ為_ニ別家_ニ是今ノ恵右衛門方也

元龜二年（一五七二）算用帳において「為国名」は、野上太郎二郎と相名に河原林弥二郎が有しており、その後天正年間の動乱に河原林家は絶えたのを、国真名の林家の庶子が分家して河原林家の名跡を継ぎ、その後下林家の退転を興し二男に相続させ、河原林本家の名跡を譲り、家督をわけて分家をさせたのが、本稿で扱う河原林恵右衛門家であるというのである。そのため宮座も棚見方左座を占め、為国名の河原林家の本家となっている。二男に名跡を譲った河原林家の元来の本家は太右座で、吉恒名の大江家の名跡を継いでいる。

「覚書」によれば為国名の河原林の名跡を「国真名」の林家の庶子が継いだ件は、江戸初期の当家の売券や証書類に「林」あるいは「川原林」の文字を使用している点から真をおくに足るであろう。

河原林家の自家の系図によれば、林政信の長子吉右衛門は河原林本家で、次男の喜右衛門が元和二年（一六一六）に分家したことになる。喜右衛門については、元和五年（一六一九）の山地売券や、寛文五年（一六六五）畠地一畝二九歩を本家に売った売券がある。

元禄初年の「大仙・棚見近代本家別家名前帳」に、「林彦太郎惣領・同半兵衛庶子、同武兵衛庶子」の記載がある。彦太郎というのは本家の利右衛門で、延宝三年（一六七五）に生れ享保五年（一七二〇）に死亡し、生存中は村年寄などをしている。庶子の武兵衛はさきの喜右衛門の孫で、本稿で扱う河原林家の三代目の当主で延享二年（一七四五）には村年寄、翌年には庄屋をしている。

以上あげた三書からわかることは、当家が宮座の上では中世の為国名の河原林家の名跡をついでいるが、実は国真名の林家の分家で、一旦絶えた河原林家の名跡を継いだのが近世初頭と思われる。さらにその分家が本家の名跡をつぎ、本家は大江家の名跡を継いでいるが、かかる絶家となって異名の名跡を継ぐということは、役山所持が「斧役」を負担した名主家に由縁を求め、宮座を固定化せんとする慣行に対応したことによるものである。

当家の事情が記録の上に一番古くあらわれるのは、分家してより半世紀を経た第二代目の小市郎の時代の延宝二年（一六七四）であり、「大野村永代証文引かへ帳」によると左の記載がある。

寅ノ極月

一、小市郎かたくあけ状、六左衛門へ、村中として預ケ申 預り人野上六左衛門 印

寅の極月は延宝二年の十二月であり、同六年の新検において小市郎は無高で、「かたくあげ状」云々というのは、惣作地の請作地を指し、「預り人」というのは証文の預り人で、当時の庄屋六左衛門へ差出したものである。当時当家は惣作地の小作人であったことをあらわしている。それはつぎの与兵衛の例によって確証される。

彼は宝延五年(一六七七)に「皇彦ヶ所現米七升ニ相極メ預り申処実証也、右之皇之内ニ我等屋敷ニ仕居申候」なる文面があり、さきの「永代万証文引かへ帳」には与兵衛村中へ上ヶ状彦通、預り人中六左衛門」とあるから、小市郎もこれと同様の性格であることがわかる。その後一八年を経た元禄五年(一六九二)小市郎の子の武兵衛の時代には、さきにもたように林彦太郎の庶子として国役拾五人にかぞえられているから、「役山」をもつ役人になっている。

この年からさらに一八年後の宝永七年(一七二〇)に「預り申銀子之事」なる証文があり、これは同苗の彦太郎から武兵衛が叔父の太兵衛と共に銀四七五匁を山林三カ所を質物として借用した証文であり、この借用は材木仕込銀のようであり、三月と一月の二回に返済することになっており、木材流通にたずさわっていることを推定しうるのである。

当所蔵の最古のものは享保三年(一七二八)の売券で、その記載によれば、叔父の太兵衛から上畑三畝二〇歩と柴山三反一畝二〇歩を銀三百匁で購入したが、上畑の分は親の小市郎の屋敷であり、身上不如意となり新検当時は「名前惣地」とあるとおり惣作地であり、これを叔父が一旦は手に入れたがこれを買戻している。

この時代以後の河原林家の発展過程をみるため第二表を作製した。延宝当時無高であったが、元禄から享保にかけて石高を獲得し、明和九年(一七七二)には一四石余で村内第六位になり、寛政一〇年(一七九八)までの間は停滞し

第2表 河原林家の推移

	石 高	村内地位	役 式	筏	村内山林
延 宝 6 (1678)	石 0	—	—	乘	町
明 和 9 (1772)	14.1871	6	1.0	8	
安 永 3 (1774)	16.0400	4	1.0	貸 与	
寛 政 10 (1798)	14.9700	3	1.0	9.5	10.48
天 保 6 (1835)	34.9570	1	1.45	28	
嘉 永 2 (1849)	31.6448	1	?	67	
安 政 3 (1856)	30.2329	2	1.85	8	8.13
明 治 3 (1870)	32.1866	2	2.15	27	6.33

ているが天保六年（一八三五）に三四石余となり村内第一位で、役山の役式も一・四五割となり、以後明治初年までに二・一五割で明治七年（一八七四）の村外分を合わせ山林四七町余に達している。当家は村役人を出す年寄筋の家柄でないが、名主山の権利を譲りうけ年寄衆となり、延享年間から庄屋をつとめ、それ以降当家をついで者は、一度は庄屋か年寄となっている。

比較的古く、経営の全貌のわかるのは明和五年（一七六八）で「万算用集帳」によれば、雑木と役山収入を合わせて銀一貫七〇五匁二分三厘と、筏代七貫一六六匁二分が山林収入で、農業による米一石五斗が八〇一匁二分で、その他の収入九七七匁五分があり、貸金の利子一貫九八三匁三厘、頼母子二一〇匁に杉皮四四九匁二分を合わせて、全収入は一三貫二九二匁三分六厘である。

また貸金総額は一七貫三〇四匁である。

家計費二貫一六四匁五厘を支出し、さらに山買入代七貫一一五匁を差引いて五貫一三匁三分一厘の残があり、筏仕込を筏の四〇％として支出二貫八六匁に見積って、二貫一四七匁の余剰を示している。

つぎに本稿の主題との関係で、当家の林業に関する資金調達を検討することとする。当家は山林の買収や伐出労働者の雇傭に多量の資金を必要とし、自己資本のみでは不足を生じ、その資金調達が営業上必要となってくるのである。一部は村山や役山などの積立銀の低利借入をしているが、それだけでは不足である。

弘化二年（一八四五）に「金銀貸し借り勘定員数帳」を残しており、それがこの年の貸借を明瞭に示してくれる。

主な提供者は京都商人の橋屋兵助から一八貫五〇〇匁、仲屋忠兵衛から一〇貫、領主から一〇貫余と二匁、この三口で全体の八割にあたり、他に九名の者から小口を借り、全部で五三貫余に達している。橋屋兵助というのは後の勘当のところでしばしば出てくるが、その親の代の文化十一年（一八一四）に当家から分家して京都で質屋を開業し、分家当初その営業資金を必要に應じ、本家から月六朱で借り受け、その折りの一札があるので紹介しよう。

一 札

一、私儀先達而別宅被仰附離有奉存候、然る処為渡世質屋商売可仕様被仰聞、則此度株入仕候処、小手元ニ附質物取入候茂相続難成候ニ付、月六朱之利足を以其時々入用之銀子御貸被下候様御願申上候処、格別之御取立を以御聞届ケ被下難有奉存候、右ニ付借用之節証文相認候筈之処、度々之儀故数通ニ相成候ニ付、如此数百枚之帳ニ仕借用之度毎ニ銀高書しるし印形仕、則借用之証文同様ニ候処実正明白也、利足勘定之儀者毎年七月十三日、十二月廿五日兩度ニ相定其日限ニ不殘急度利納可仕候、万一私儀不埒之儀仕出し候か、又者相果候節者、早速私取置候質物不殘御引請被下、少茂御損毛相立不申様御取斗可被下候、為後日金銀借用証文仍而如件

文化十一年甲戌五月

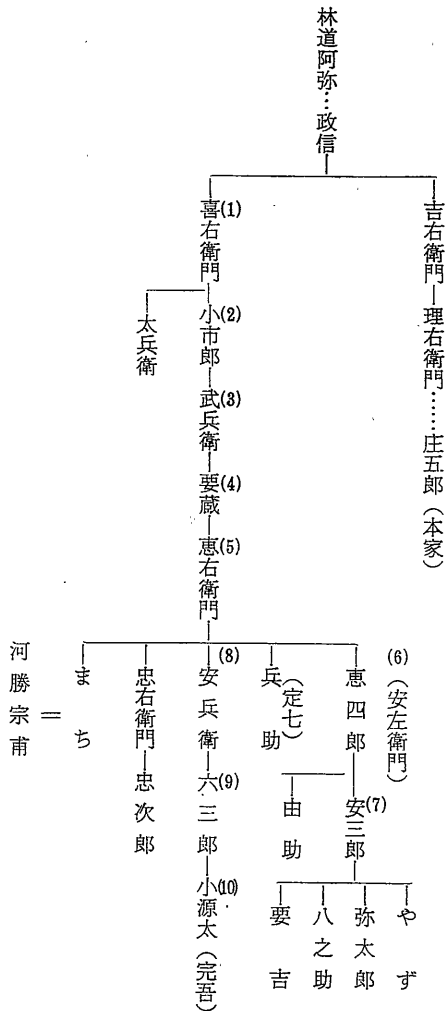
この一札にもとづいて作製された「金銀借用覚」には、文政四年（一八二二）までの分が整然と記入されている。初年元銀一〇貫四二二匁三分五厘に利子二六八匁二分八厘のうち、一貫三一九匁三分二厘を返済し、九貫三七一匁三分四厘残り、累年当家から借り受けてそれに利子がつき、文政四年の正月には実に五五貫六〇五匁六分二厘に達しているが、以後八か年の年賦をもって償還する旨の記載がある。

この後に橋屋の質業は順調に軌道にのり、文政の末年にその子に家督を譲り、そのころは質屋から酒造業に転じ、弘化年間には逆に当家が資金の提供をうけているほどである。このように当家は同族の間で遊体資金の利付機関として、あるいは営業資金の調達機関として利用しあつて緊密に結びあつており、居住地と生業を異にしながら、かくあるは注目すべきである。

三 河原林安三郎の勘当とその後

河原林家の家督はつぎの系図による通り、六代目の恵四郎が長子の安三郎に文政四年（一八二二）に相続させたが、早くも同七年に隠居していた恵四郎がこれを召上げ、ふたたび彼が戸主の座につき、同十二年死亡の後には恵四郎の弟の安兵衛に相続させ、これ以後の河原林家は、この三男の地位にあつた安兵衛が継承することになるのである。七代目の安三郎がわずか三年間で戸主をおろされた理由は、つぎの史料が明瞭である。

(河原林家系図)



(資料 一) 差入置候一札之事

一、悴惠右衛門儀五ヶ年前名前相譲り為致相統在罷候処、身分不行跡ニ而及大借、既ニ旧冬親類中江御世話ニ相成其上御地頭表へ罷出御理解ニ預り、惠右衛門名前引退キ私再勤名前相統仕先以安堵いたし、右悴儀旧冬在京之節又々不埒仕、依之此度諸親類村方江茂始末披露仕、勘当茂可仕心得之処、其段悴安三郎江御内意を以御物語ニ附当惑いたし、以来心底相改可申間御取合被下度相敷候由ニテ、尤其許る種々御異見被加、諸事心底方之儀御再檢被下候処、何事も不及違背堅相守可申候間、幾重ニも御縫可被下候儀申之ニ付、勘弁可致段御挨拶ニ□れ先此度

之義者、思召ニ相從可申候段御□申候處、此後安三郎もし心底不相成候節者、いかゞ相心得哉段御尋ニ附、向來申置し為右之通

一、安三郎儀此度異見被加候處、心底相改致候約定ニ而差入候ケ条相守候ハ、御見糺の上家督相譲り可申段御挨拶之趣致承知候、一旦相譲り候事故向來篤相改候へ者、元之通り相統為致可申候、若其元江差入候ケ条之内相背候ハ、弟安兵衛へ名前相譲り、孫弥太郎儀成人之上心底見届ケ相統為致度心底ニ御座候

一、次男由助義者兵助・安兵衛・忠右衛門・其許思召御片附、身分相納候様御世話被下度奉願上候

一、安三郎江名前相譲り候節隱居料二分置候、山字ちんか山并すりばち式ケ所之儀者、当家相統方手当ニかへし、譲り替等之儀致し候心得決而無御座候

一、京出店安兵衛江譲り渡し置候山字馬々ケ畑壱ケ所祖父谷之内字高だき、小塩村之内元場、中江村高皆式、芹生村之内小広谷并柿木合五ケ所、改譲り渡し候証文之通、右者は又自然当家不相統之節手当之心得ニ而、兼テ安兵衛承之罷在候得者、他向へ譲り渡し等之儀、決而無之義ニ相心得罷在候間、御安心被成可被下候

一、借用銀之義者立木売払濟方いたし候心得ニ而、其餘所持田畑山林之儀者私買得之由たりとも、先祖之御蔭故之義ニ附、從來家付同様ニて全預り物ニ相心得候へ者、他へ譲り渡等之儀可致所存決而無御座候

右之通り相心得罷在候、若私名前中ニ相果候ハ、京出店安兵衛江名前相譲り、家督相統可仕候様可被成下候、安三郎義者安兵衛・忠右衛門殿・其許殿思召次第御片附ケ可被成下、後々孫弥太郎生立見糺之上、安兵衛より弥太郎江相譲り候様可被成下候、万一不正之節者他人成共相統御取揃被下度、前件之通り不殘從來之家督故、何方江も散財無之様兵助・安兵助・忠右衛門殿・其許殿ニも御相談之上、可然ル御取斗被下度、右者当家相統方為手

当決心之処、御頼申入候処ま、御承知被下段、私者不及申先祖対亡靈候而も冥加ニ相叶いか計難有次第御座候、依之為後証之差入懸候一札如件

文政八酉 二月六日

河原林 惠 四郎

証人 草 木 兵 助

川 勝 宗 甫 殿

これによると文政四年(一八二二)に安三郎に家督を譲ったが、不行跡にて大借し(別史料によると銀三六貫)、同族に迷惑をかけたので、地頭に届出て家督をとりあげ、隠居の自分が戸主となったのだというのである。安三郎はその件について後に示す改心の約定一札を入れているが、それを守った場合は家督を譲るが、そうでない場合は弟の安兵衛へ譲り、その後は安三郎の長子弥太郎の心底を見届けて相続させることとなっている。

惠四郎が相続中に死亡した場合は弟安兵衛に相続させ、その後は安三郎の長子弥太郎の生い立ちをみて家督を譲り、万一思わしくない場合は、他人でもよいから、家督を継いでもらいたいと称している。

次男由助の訓育と、安三郎の兩人の処置については、安兵衛・忠右衛門とこの書の宛人の川勝宗甫の三人に委任しており、この三人は安三郎の叔父にあたる。

惠四郎が家督を安三郎に相続させた折に、隠居料としてあてがわれた山林二か所は当家にかえし、それを他の第三者に譲りかえす事はせず、三男の安兵衛の分家に際し譲渡した山林五か所は、安兵衛が当家を相続しない場合はそのままとして他へ譲渡させない。

家督を召上げられた安三郎は、左のような誓約書を叔父に提出している。

(資料 二) 誓約一札之事

一、去ル五ヶ年前已年私家督譲り請名前相統仕候処、心得違ニ而及大借濟方等閑ニ相成今更当惑仕、逆も欺能懸案依之親共伯父貴并忠右衛門殿江も有躰物語候処、是迄ニも不行跡ニ而心底可相改一札迄差上置候、不埒相重り兼而思召ニ不相叶、從來之家苗相統方ニ相拘り既ニいか躰ニ取斗被成下候とも、不及違背可奉畏之処、格別之御勤弁を以名前御引上相統之儀者親共立戻り、私儀者元之通安三郎と相改、其段御地頭表江も旧冬御届ケ相濟、乍此上難有仕合、然ル上者私借用銀子濟方、所持田、山林等之儀、親ども伯父貴思召ニ御差略可被下候所、御相談被下段別而大悦仕候、何方私ニおるても申分無御座、親共追々被及御老年候へ共、向來之御手当等も可有之之儀ニ附、後存意次第御取究被置候とも不及異儀、御取斗通神仏ニ誓堅相守可申候段、決心之趣其許様江申上候処、然ら者向來相違為方之儀篤ト及勘弁、私身分相改候趣ケ条を以申出候処、被仰下難有奉存永々依之左之通

一、当家之儀者、向來私ニ不拘弟由助実意正路之心底御見糺之上、相統被仰付候敷、或者京出店伯父安兵衛殿江名前御讓被下、御同人ノ悻弥太郎生立御見糺之上相統被仰付候様、御取斗被下相統被仰奉候ハ、私再勤も同様難有奉存候、何分相統方之儀若親共此上御老年ニ被及、万一御遠行も御座候上たりとも、伯父兵助殿・安兵衛殿・同家忠右衛門殿江其許様御差加り、万事御來談之上、堅外々々養子貴受家督御譲り名前相統被仰付被下候とも、於私一言之違乱差妨申立候筋毛頭無御座候

一、私心得違ハ差起り及大借、既ニ相統方ニ相拘り而已ならず、親共被御心勞相掛候義者、是迄之御異見等も相用、旁以御親類江も御心配被下候儀ニモ、御宥免之上此度親共被相定候御取締方相守候ハ、可成ニ御取統可被

下、之趣一々御尤奉恐入候、然ル上者無異儀万事質素ニ相守り可申間、御仕法之通都而御差配可被成下候、私者何事ニ不寄一言之了簡を以、相斗候義決而仕間敷、親共御指図相請可申候

一、兩親江孝心者第一、其外目上之御親類衆中者不及申、諸向江礼式正輔可仕候、全躰酒を差起り多分不作法仕義ニ付、此度立願之上禁酒仕候へ共、自然他出仕候而者、是迄之付合来り候、振合も御座候得者折角之存意宣敷相欠候儀も恐多、依之京都者勿論其外他行堅仕間敷候、山方・田方家業之義日々無懈怠可相動、尤日用之働下人召遣方毎朝親共江相伺可申候、尚又諸調物等之義、警老錢目之物たりとも、内証ニ而買受私ニ取斗候儀者勿論、其外呑込物或者会合之筋一切仕間敷候

但し万一不叶用向ニ而節者、其余親共江一々申通し御指図ニ随ひ、仮りニも我儘之仕向仕間敷、親共を申上付候用向之義者、他向出行之義たりとも無異儀可承之、并伯父貴御兩人、其外溝口御親父、伯父貴忠忠右衛門殿、其許様を御用向者前同様ニ可相動候

前書之ケ条無違失相守候ハ、一旦私名前讓受相統罷有候事故、再相統仕候様御取持被成下候ハ、生涯之面目ハいか斗難有乍此上御憐愍之御勘考奉願上候処、御承引被下、則親共其外江も御申通被下候処、御得意之趣被御下、先以安心大悦仕候、若一ケ条ニ而相欠候ハ、其段御察当無之とも、私を身分引退何方江成共罷越譬いか躰之難渋仕候とも、無心合力宜敷義、且当家并親類中江も、聊御難一切相掛申間敷、万一心得違ニ而親兄弟江被是故障申出候ハ、此書を以如何様被仰立御取斗被下候ハ、其時一言之違乱無御無候、為後証差入候儀約一札依而如件

惠右衛門事

河原林安三郎 ㊦

文政八年酉二月六日

証人 河原林忠右衛門 ㊦

河勝宗甫殿

誓約書ははじめに、家督を隠居にとりあげられるにいたった経過を述べ、親恵四郎死別後の家督相続について「資料一」に示した事項を認め、誓約は不行跡が飲酒から起ったことから禁酒を誓い、京都はもちろん村から出ることを慎しみ、親の指図によって農林の家業に精を出し、物資購入を私に取はかるうことはもちろんのこと、呑込物あるいは会合には一切出席しない旨を誓っている。そうしてこの誓約を守り抜いたあかつきには、家督の返却を望んでいる。しかるに親の期待と本人の願望は裏切られ、つぎに示すような記録を残している。

(資料 三) 一札之写

一、拙者儀男子兩人有之候得共、兩人心底ニ応じ不申候ニ応じ不申候ニ附、跡目相続難為致候、当時京都江致出稼候弟安兵衛義、先達而親子之約定も致置候ニ付、拙者相果候ハ、右安兵衛江跡式、相譲り申候間、京都ノ罷帰跡目致相続候様御取斗可被下候、此段御頼申入候、尤右之趣御村方江茂一札相認封印を付差出置申候、為後証一札依而如件

文政十亥年

四月廿五日

河原林安左衛門 ㊦

橘屋 兵助 殿

河原林 忠右衛門 殿

御 親 類 中

(資料 四) 証札之事

一、拙家相続方之儀兼而御承知被下候通、実以不安内心誠ニ追々及老年、其上病氣取鎮暫時も安堵難成当惑仕、依之家督不殘弟安兵衛江相讓度御相談申入候処、一統御納得被下、右ニ付讓り書相認兵助・忠右衛門江相渡置候通、少も相違無御座、田畑・山林・其外何ニよらず、拙者名前取揃之分外方へ聊ニ而も讓り置候儀一切無之、然れ共死後ニ至り方一違乱妨ケ間敷義、且配分等之儀申出候者有之候とも、兩人決而預り候処有之間敷候得共、至然不行届之節者右兩人ニ不拘、此書付を以無滞安兵衛へ引請、相続致し呉候様御心添被下度御願申入候処、万端御承引被下、先以安堵仕候ニ付、為後念御願一札仍而如件

文政十亥年 五月

河原林 安左衛門 ㊦

川 勝 宗 甫 殿

(資料 五) 遺書之事

一、拙者為死後共、安三郎・お町兩人共国本本家江立寄候儀決而相ならず候事、葬式之節供之義兩人共堅ク相成り不申候、其節彼是申候ハ、此遺書を以可為勘当候事

一、我ら引請取組銀子之内、万屋講積銀者由助手当ニ御座候、由助実意ニ相成り申候ハ、右積銀を以由助身かた付き、可然御世話可被下候、乍然身持不埒致し、其之殿心底ニ不叶義有之候ハ、右積銀相渡し候儀決而可為無用候、此遺書ヲ以いか様とも取斗可被下候事

一、きぬ江讓銀、貸附ケ帳面ニ預り銀、きぬ名当有之候分、貧附ケ御取立被下御渡し可被下、拙者元祖被成一家取立を御頼申上候事

一、貸附銀取立余力者、永々別段ニ勘定相立、本家相統銀ニ被成可被下候

一、山林之儀先達而遺書之通ニ取斗可被下候事

右之五ヶ条拙者死後左之通ニ可被成下事

河原林 安 兵衛 殿

同 忠右衛門 殿

橋 屋 兵 助 殿

右三人衆中若遺書ヲ背キ、安兵衛、まつ国本江立寄申候義も難斗御座候間、若左様之儀御座候ハ、此書附奥書を以、其元様右五ヶ条之通取斗可被下候、為念其元様別段ニ御頼ミ申置候事

文政十一子年 正月

河原林 安 左 衛 門 ㊦

川 勝 宗 甫 様

文政八年（一八一五）安三郎は禁酒をはじめとし、すべてに質素の生活をなして家業にはげむ誓約書を入れながら

その後父恵四郎が家督相続の適任者と認めることができなかつたようであり、また次子の由助も同様のようである。誓約書を入れてから二年後の文政一〇年(一八二七)には「資料三」の通り、恵四郎の弟で当時京都に本店を出していた安兵衛と、親子の約束すなわち順養子になし、彼に相続させるべく他の兄弟や親族一同に願出ている。

恵四郎の希望はかない、安兵衛宛の譲状を作製し、弟の兵助と忠右衛門に渡し、翌月の五月に妹婿の河勝宗甫にその旨を伝えている(資料四)。

さらに翌年の一月には五か条からなる遺書をしたため、安三郎、お町夫婦が本家に立寄ることを禁じ、葬式の供まで拒絶し勘当をしている。また財産分割については、次子の由助実意になれば万屋講の積銀を与え、恵四郎の妻と思われる「きぬ」には、貸付銀の中で「きぬ」名儀のものを与へるよう指示している(資料五)。

遺言状をしたためた恵四郎は、その後約二年を経た文政十二年(一八二九)の十一月に死亡し、先約によって安兵衛が相続し、勘当された安三郎は京都に出ることになった。そうして出京中の叔父の橋屋兵助から金を借り、その世話で京都油小路夷川吉町で名を藤屋彦助とかえ、造酒業を営むことになったが、依然として彼の不行跡はやまず、営業二年目からまたつぎのような事件をおこしている。

(資料 六)

私儀国本退身仕候而も厚預御懇情ニ、私始家内不残今日迄繋露命候段、私之自力ニ而者無之、全其許様之家御影
広恩を乍請、当春以来又候了簡違仕、茶屋遣ひ又者不実意成勝負事而已仕大金を費し、諸勘定向不埒相成預御座
当ニ候段一言之申訳無之、先非後悔仕今更御詫之申上様も無御座、如何躰之儀被仰付候而も一言之子細無之此儘
退心可仕候処、忠右衛門殿此以後急度心躰相改実意正路ニ万事相慎申候ハ、今一応相詫遣し可申候様段々厚預

御異見ニ、誠ニ骨隨ニ徹し忝、以来心底相改急度相慎御儀定堅相守可申候、尤此後神仏ニ誓を相立左之通急度相慎可申候

一、第一日々御広恩相忘申間敷候事

一、昼夜ニ不限、商売大切ニ出情仕懈怠仕間敷候事

一、三ヶ年之間神仏ニ誓を立禁油可仕候、并ニ諸勝負事決而仕間敷候事

一、茶屋ニ而遊女并太鼓持杯を集、暫時ニ而も遊ひ事一切仕間敷、且生測料理茶屋等へ茂一切立寄申間敷候事

一、商売ニ附金銀錢出入、私ニ一切取扱致間敷候、且又諸雜用向御定メ被下被仰渡之通急度相守、費ヶ間敷義無之

様相守可申候事

一、親類縁者ハ申ニ不及、譬他人たり共平日言葉遣ひ相慎虚言申間敷候事

右之ヶ条之通急度相慎堅相守可申候、若一ヶ条ニ而も相背候儀有之候ハ、如何躰之御取斗ニ相成候共、一言之子細無之、何れ様ニ茂再面会不仕、女房子供之埒明仕私る退身可仕候、其節彼は違儀ニおよひ候ハ、此書付を以如何様共御取斗可被下候、其時一言之申分毛頭無御座候、為後日一札依而如件

天保二年卯 八月

安三郎事

橘屋 要 蔵 殿

藤屋 彦 助 ㊦

忠右衛門 殿

安兵衛 殿

(資料 七) 一札之事

一、私儀丹州表ニ罷在候節も不身持ニ而相統難出来候ニ付、各々方御世話を以京都江罷登り、油小路夷川吉町ニ而造酒商売仕罷在候処、矢張不身持相止メ不申多分之銀子遣ひ捨、連も此姿ニ而者妻子養育者不及申、相統出来不申各々方御異見も相用ひ不申候故、各々方其外親類中ノ義絶可被成旨御尤ニ御座候、私心得方不埒故之儀ニ付、此度得心之上妻まぢ義者離縁いたし、別紙ニ離縁状相渡申候、尚又忤弥太郎・同八之助・同要吉・娘やす四人共親子之因を切、縁絶致候義相違無之、則造酒商売句一式、且家内諸道具右まぢ忤娘共江讓切、私身分之儀者、外方ニ而借宅住居仕候心得ニ而、居宅者引退キ申候処実正也、尤判懸り其外他向之借財無之哉与、再応御尋被下候処、判懸り借財一切無御座候、万一私相統中之判懸り借財杯与申出候もの有之候ハ、私ノ訳立可仕候、右之通妻まぢ儀者離縁いたし、忤・娘共ハ縁絶仕候義ニ付、行末成人仕候共実親杯与心得違之儀決而申懸ケ間敷、如何躰之難決仕候共、元居宅江立寄等曾而仕間敷、并各々方其外諸親類縁者ニ至迄立入申間敷候、自然心得違之義有之候ハ、此一札を以如何躰ニ御取斗被成候共、一言之申分無御座候、為後日妻子縁絶一札仍而如件

天保二卯年 十月

本人 藤屋安三郎 ㊦

丹州山国辻村 寛兵衛 ㊦

梅忠町

伯父 橘屋要藏殿

丹州大野村

同断 安兵衛殿

妻 まちどの

天保二年（一八三二）の春以来茶屋遊びや博打をなし大金を費し、商売の支払ができなくなったので、叔父忠右衛門のあつせんで詫状を入れ後始末をつけてもらい、以後は商売に忠実にはげみ、茶屋遊びはもちろんのこと、三年の間禁酒と勝負事を神仏に誓って慎しみ、商売の金銭取扱は自分はしないという誓をしている（資料六）。

この誓をたててから早くも二か月後には、また不行跡を重ねたのであらう、親類中から義絶されることになった。妻のまちは離婚し、子供四人とは親子の縁を切り、造酒商売道具一式と家財は妻子に渡し、安三郎は家を出て、元の居宅へ立寄り、また諸親類縁者へ立寄らないと称する一札を入れている（資料七）。

その後数年間の安三郎の消息はわからないが、天保五年（一八三四）離縁した筈の妻子をつれて丹波山国郷に帰り出生地の隣村の井戸村清左衛門の世話で、同村内に借宅居住したが、生活に苦しむ、それを見兼て清左衛門が本家にかけてあい、安三郎の生涯の捨扶持として、天保十年（一八三九）に本家から家屋敷と、田地一町二反六畝六歩に、山林四か所、銀三貫五百匁に家財をわけてもらった。その折の一札がつぎのものである。

（資料 八）一札之事

一、私儀去ル十八年前一先名前相預り、相統中心得違ニ而、過分之銀子遣捨既ニ相統難出来、度々御異見被威下候得共不相用、依之親元共者不申及親類中思召茂難相叶、親共々者勘当、親類中者儀絶之振合ニ相成候故、承知納篤之上女房子共連退身仕、京都江罷出伯父橋屋兵助様御世話ニ而借宅仕罷在候処、是又過分之損失相掛ケ、叔父様其外江茂申沢無之思召相背候二付、其後者面会も不相叶難渋仕罷在候処、五ヶ年以前井戸村清左衛門様御世話ニ相成り、井戸村ニ借宅いたし今日迄露命相繫仕罷在候得共、近年之時節柄ニ而必至難渋いたし、当時日用取凌形無御座当惑仕候、尤私退身後者弟芳助義実ツ躰二候ハ、跡相統人ニ御取立可被下候処、是迎而茂行末無覚

東、右ニ付親共并親類中御眼かねを以、一先京都住居被致居候上なから茂、外ニ人躰無之御一統御熟談之上、伯父安兵衛殿京都御引戻し、親共順養子ニ被成私持荒し候跡、御引請名前人ニ相成、家督御相続被下候段、私共ニおいて茂聊申分無御座、右ニ付従来之家跡無差相続可致儀ニ付、親共安堵被致候段難有仕合ニ奉存候、尤私退身後親共隱宅、安兵衛殿方江茂立入候儀者勿論、親共目通り不相叶、譬いか躰及難渋ニ候而も、最早十一ヶ年前親共死去、伯父要蔵殿ニも四ヶ年前御死去ニ付、今更人頼いたし取継、是迄之不埒御詫御敷申上、無心合力ケ間敷儀少茂申出候筋無之、尤姉娘やす儀者安兵衛殿娘分ニ御引取被下、御世話ニ相成候得共、私引連罷在候女房、子当時人数四人、凌方無之難渋ニ逼り暫時行場所無之、今更後悔仕面皮無之次第、然ル処此度清左衛門殿御心切ニ御世話ニ預り罷在候上、猶又厚御異見被下候ニ付、心底相致実ニ正路ニ立戻り候段、清左衛門殿御受合ニ而御憐愍之御勘弁被成下度段御願被下候処、亡父之御遺言茂有之、私共儀も兼而承り伝江一切御取散難被成候処、格別之御慈悲ヲ以私始四人生涯捨扶持として、田地疔町式反六畝六歩、此徳米七石八斗、山林四ヶ所、銀三貫五百目御救被下、冥加至極千万難有申伝へ、永々忘却不仕大切に持伝へ可申候、併亡父・叔父遺命茂有之、且又心底相改候御見届ケ可被下候段畏承知仕候、然ル上者万一如何躰之掛り合難渋之筋出来候共、清左衛門引請重而無心合力ケ間敷儀者不申及、其許殿江聊難渋相掛ケ不申立入候段決而不仕、譬向後右此度御赦被下候田地、山林散財仕、又々及難渋二万一如何躰之儀申立、約定相違之儀有之候共、此書附を以本人者不申及、証人迄如何躰ニ被仰立候とも、其節一言之違乱無御座候、為後日之差入候一札依而如件

天保十亥年 三月

井戸村 安三郎 ㊦

大野村 安兵衛 殿

安三郎は親からは勘当、一族からは義絶されながら、京都に出て叔父の世話となり、生来の悪行を重ね、京都にもいたたまれず、帰国後本家から与えられた捨扶持は、わずか数年の間で無に帰し、彼の浪費癖は想像を絶するものがある。捨扶持を与えられた年から五年後の天保十五年（一八四四）一月に、当時本家の戸主であった叔父の安兵衛の病氣中につけこみ、本家保有の祖父谷の内で、山林四か所にて桧大束一七本と、栗の木四、五本伐採したのを本家に見付かり、それを制止したが聞かず、そのため庄屋に掛合い庄屋によって制止され、一旦それを承知しながら、祖父谷の山林に立札を建て、その保有を主張したので、本家では公儀に訴出る準備をしている旨の風評を聞き、あわてて大野村彦七と市次郎の二人に依頼し、提訴を中止して下済にて処理し、材木を返却し米二石をもらい、左のような一札を入れている。

（資料 九）一札之事

一、去ル天保十亥年村方清左衛門殿厚御意見被下、何分此以後実意正路ニ立戻り候様、得与申聞せ被下畏り承知仕候二付、段々御骨折被成下、伯父大野村安兵衛殿江御頼被下候処、亡父・亡伯父之遺言有之事私共義茂兼而承知仕、御救難被成処、格別之御慈悲を以、私始四人之者暫時凌之場所無之段不便ニ被思召生涯為捨扶持、家屋敷・田地町二反六畝六歩此徳米七石八斗、山林四ヶ所御救被下、冥加至極ニ千万難有仕合奉存候、然ル上者永々大切ニ持伝江、此上いか躰懸り合難洪之筋出来候とも、村方清左衛門どの引請にて重々無心合力ケ間敷儀者不申及、其元殿江難洪相掛ケ不申、私共決而立入不申譬此以後御救被下候田地・山林散財仕、又々及難洪万一いか躰之儀

申立背約定相違之儀有之候ハ、此書附を以私者不申及、請人共いか躰ニ被立候共、其節一言之申分毛頭無御座候書付印形仕差入乍置、此度法外之儀仕、安兵衛殿字祖父谷之内山林四ヶ所ニ而、桧大束拾七本、栗四、五本斗伐荒山賊ニ似寄之儀仕、則安兵衛とのを不埒之趣被申吳候得共聞入不申候ゆへ、止事不得村方庄屋役江御掛ヶ合に相成、庄屋殿を右伐荒木品ニ手掛之儀決而不相成様被仰下承知仕、早速託事も不仕、其儘捨置当春を茂祖父谷山林不残安兵衛殿病氣中ニ相對申置候得共、此後我等支配致ス杯、傍若無人之立札仕候故、既ニ御公儀様之御願可成様承り候故、大野村之彦七殿、同村市次郎殿ニ以段々与御託申上候処、格別之慈悲ヲ以、穩ニ下濟被成下有難仕合奉存候、然ル上者去秋伐荒置候木数不残、御勝手次第御支配被成候共、私ニおいて申分毛頭無御座候、譬此以後いか躰難渋仕候共、無心合力ケ間敷儀申出ス間敷候、万一心得違仕背此書附を以いか様ニ御取斗被下候共、一言申分毛頭無御座候、為後日之託一札仍而如件

天保十五年辰 六月

井戸村誌主

恵 四 郎 ㊦

悴 要 蔵 ㊦

大野村 六 三 郎 殿

御 親 類 中

前文之通承知仕候ニ付、以後相違義申出させ申間敷候、為念奥印いたし依而如件

大野村 彦 七 郎 ㊦

市 次 郎 ㊦

米式石此度御赦被下忝受納仕候、以上

四 家督奪回の訴訟

天保十五年（一八四四）二月に安兵衛の死亡を機会として、山林の伐採に失敗するや、本家の相続人六三郎がいまだ弱年であることにつけ込み、これを奪回せんとして度々の交渉に及んだが、一族の反対に逢い目的を達成せず、ついに京都東町奉行所に、六三郎を相手取訴訟を起すことになった。

つぎに示す訴訟文は、今迄述べてきた安三郎の行動や、勘当になった事実をかくし、病弱で百姓稼ができないことから父と折合が悪くなり、伴弥太郎の成人後相続人なる約束で京都に出、父の死後安兵衛相続人となるや後見として諸勘定にも立会、一〇年に京都から帰国した。その後は娘のやすが成人したので養子を取るか、または遺言通り伴弥太郎に相続させ、自分を後見人にするよう安兵衛に交渉したが、叔父の威光をもって反対され、娘やすはすでに縁付き、安兵衛も死亡した今は、弥太郎が相続人になるべきであると再三交渉したが、安兵衛の伴六三郎は自分が相続人であると主張して譲らず、これは全く弥太郎の相続権を押し領したものであると訴状は称している。

（資料一〇）安三郎致訴訟御裏印之写

乍恐御訴訟

小堀勝太郎殿支配所

訴訟人 丹州桑田郡井戸村 恵 四郎

杉浦銃之進様御知行所

同郡大野村 恵右衛門死跡ニ罷在候

相 手

六 三 郎

私実父者恵衛門と申、同郡大野村百姓稼仕罷在、私儀若年之砌病身ニ御座候而、百姓之稼難出来候ニ付而者、不勘定ニも相成候ニ付、父と気合不致候故、親類一統申談之上、私忰弥太郎と申もの成人致候上ニ而、相続人ニ為致可異咎ニ而再談仕、則十九ヶ年以前娘やすと申ものを、父恵右衛門方ニ残置、其余妻子召連、御当地江罷登り、亡父恵右衛門実弟三条烏丸東入町橋屋兵助与申もの、世話ニ相成、油小路夷川上ル町ニ而別宅造酒渡世為致貫候処、十六ヶ年以前五年霜月同実父恵右衛門相果候ニ付、私儀丹州表江引越参死跡相続可仕処、渡世筋之取引等も有之、火急ニ難引取候ニ付、尚又伯父兵助と再談之上、同人為ニハ継弟私為ニハ継伯父、烏丸三条上ル町橋屋安兵衛と申もの相頼、娘やす義者最早十一才ニも相成候付、行々ハ養子ニ而も致し親跡相続為致候間、暫之処懸持後見世話致呉間敷哉之旨ニ而、私義ハ不及申伯父兵助も相頼候得者、承知致則後見致呉候付、私義折々丹州表江罷下り立会勘定等も見受候而、当地安兵衛分之義者折々罷越、世話致遣安兵衛義も折々罷登り、勘定合等も見請候様ニ而、互ニ実意之世話致居候得共、親跡相続之儀伯父安兵衛壱人ニ為相記置候而者、亡父恵右衛門并先祖江も難相済与存、十ヶ年以前未年四月身上向取片付、丹州表江引越参娘やす義も追々成人致候ニ付、養子ニ而も致呉候歟、又者亡父遺言之通り忰弥太郎江相続為致候歟、両様之内江究メ私義後見可致与存、継伯父安兵衛江其段申聞候得者、同人申聞候ニハ永々世話為致置候而、私ハ親跡相続之差図致候段難相済旨申之、伯父威光ヲ以聞入不申候ニ付、無致方向又前書兵助江右始未申聞、親跡相続人之義私娘やす、忰弥太郎兩人之内ニ而取究

メ、安兵衛義も永々世話致呉候事ニ付、程能仕分ケ致候而引取呉候様、兵助江取斗ひ之儀相頼候得者、同人申聞候ニハ、我意申立候安兵衛義故、兵助ヲ申聞候進聞入不申候間、折を見合せ可申聞候間、夫迄之処私義外方ニ而百姓可致旨兵助申候、則私義を當時之方へ住居為致呉候様訳合ニ而、私義も當時之方ニ住居仕候得共、伯父兵助方ノ取墜を以私悻弥太郎、娘やす両人之内ニ而取究メ、親跡相統為致私後見可致旨ト存居候折柄、兵助義者九ヶ年以前相果、四ヶ年以前安兵衛私娘やす儀を外方江縁付為致、其後引統御当地安兵衛居宅店方片付、丹州表江引越參左候而ハ、安兵衛義私親跡身上向、押領可仕手段と相見、何共歎ケ敷次第二付、色々引合をよび候得共、只延々ニ仕日送りニ申延埒明呉不申候付、安兵衛乍病中尚又娘やす縁付為致候儀ニ候ハ、悻弥太郎義を亡父遺言之通り、相統人ニ為致呉候様再応及引合居候内、安兵衛義当正月相果、同人悻六三郎義安兵衛死跡ニ罷在候付、同人向其後前同様数度及引合候得者、相手六三郎申聞由ニハ、同人相統可致旨申之取散不申、右ハ全六三郎儀ハ、私親跡身上向押領可仕手段ト相見江、何共歎ケ敷次第二付、尚又事を分ケ及引合候得共、勝手ケ尽之義斗申之一向頓着不仕、逆も下ニ而可仕様無御座候ニ付、不得止事乍恐御訴訟奉申上候間、何卒御慈悲ニ相手六三郎義御召出被成下、彼是故障不申立私娘やす義縁付仕事故、亡父遺言之通私悻弥太郎江相統為致、相手六三郎義速ニ引取、以来相統方之故障不申立候様与為仰付被下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

訴訟人 惠四郎
庄屋 市次郎
年寄 弥三郎

天保十五辰年 九月七日

御奉行様

表書之通目安上ケ候、埒明事ニ候ハ、可相済候、滞儀有之者致返答書、来ル十六日明ケ六時月番御役所江罷出可
対決、若於不参者可及曲事も也

辰 九月七日

江遠 御印

無出座 伊 豫

返答書者前々日五時迄証拠物添可差出事

河原林家の日記によれば、九月七日安三郎より提出された訴状に対し七日御裏判到着、十六日までに返答書の提出を命ぜられ、十二日出京し、十三日西尾岩之助なるものをやとい、徹夜で返答書の作製にかかり、十四日その読合せと証拠物件を取揃えて奉行所に提出した。

返答書の内容は、これまで本稿で取あげた安三郎の行動を明示して、訴状に反論していることつぎの通りである。

（資料一）井戸村安三郎訟訴仕候目安返答之控

乍恐返答書

一、同郡井戸村恵四郎が私相手取奉願上候出入ニ付、今日御召合之御裏判頂戴仕奉恐入候、依之相違之訳御返答申上候、此義恵四郎義若年之砌者安三郎与申、父恵右衛門が名前ヲ譲リ、家督相続為致恵右衛門事恵四郎ト改名隠居致罷在候処、安三郎義身持不行跡ニ而、文政四年の五ヶ年程之間ニ、多分之金銀費し余程借財仕、迎茂相続無心元存文政七申年父の名前取上ケ、元之安三郎と改名為致、父恵四郎恵右衛門再ひ名前人ニ相成、安三郎義父手

元ニ差置候処、同様身持不行跡親并伯父親類も度々異見相加へ候得共相用ひ不申、父ハ勤当同様ニ致し目通り不相叶、夫故同居も難相成親ヲ見捨、妻子召連家出仕、京都江罷出候ニ付、父恵四郎老年ニおよひ候得者跡目相統見極安堵仕度、弟安兵衛ヲハ養子ニ致度旨分家忠右衛門・恵四郎、弟兵助、妹誓宗甫右三人江遺言を以、去文政十亥年四月廿五日を為頼、安兵衛其頃京都烏丸三条上ル町出店ニ住居仕、実躰成ものニ付順養子ニ取極め、安兵衛義去亥年恵四郎事安左衛門の家督相譲り、跡相統仕罷在同人隠居仕其後病死仕候、然処右安三郎義者三条烏丸東江入町橋屋兵助と申伯父を相頼、清酒商売為致貫ひ、式ヶ年斗過内相統之上幸ひ、油小路夷川上ル町黒田屋幸次郎と申もの、酒株・家・蔵・道具所持致し居を相對仕、兵助を金子夥敷取替遣し、藤屋安三郎ト名乗、造酒商売為致置候処、初年者かなりニ造込仕候得共、翌天保式卯年三月頃を又候、不身持増長仕候故、伯父兵助を借請候金子返済難出来、其冬新酒造込之手順なく難済之様子故、安兵衛弟ノ分家忠右衛門と申もの挨拶致遣シ、以後相頼ニ正路ニ商売出情可致旨申聞、天保式卯年八月ヶ条書一札取置、造込出精候様致遣し置候処、ヶ条書ニ背ヶ辺々不行跡増長致し、多分散財致其身難済ニおよひ、大恩有之候伯父兵助方ニ参り悪口申掛ヶ候ニ付、伯父兵助も見限り、国本兄安兵衛親類一同相統之上、右躰不所存ものニ付、如何様之悪事仕出し可申も難斗候ニ付、天保二卯十月地頭表江相頼、兄安兵助を義絶親類一同因を絶し、則本人江も申聞其節一札取置申候、然ル処平生之入魂ニ候哉、井戸村清左衛門を相頼、妻子召連れ井戸村ニ而借宅仕、式ヶ年罷過候処、右清左衛門安兵助方ニ参り、安三郎義追々難済致し気毒ニ存候、仮令亡父恵右衛門を勤氣請候身ニ而も、元親子ニ相違無之事故、向後実意立戻り心底相改百姓出情被致候ハ、亡父ニも嘸々慎ひ可被申候事故、此事如何程難済致し候共無心ヶ間敷義一切申掛問敷、義絶之身分ゆへ親類江も一切立寄不申候間、此度之処丈ヶ救ひ遣し候様段々ト頼ニ付、安兵衛も

無拋承知仕、生涯取続出来候様、田畑壹町貳反六畝、此徳米年ニ七石八斗ツ、山林四ヶ所、銀三貫五百目、諸道具、家屋敷等迄合力致し遣し、天保十亥年三月一札取置申候処、四ヶ年程之間ニ、右田畑山林金子等迄不殘散財致、剩去卯秋安兵衛所持之山林四ヶ所ニ而、檢大木十七本、栗四本利不尽ニ、恵四郎并悴四人共參り伐荒し申候故、安兵衛が不法之趣咎候得共聞入不申、無拋井戸村庄屋市次郎を相頼、差押貫ひ早速御公儀様江御訴訟可申上覺悟罷在候処、右安兵衛義大病ニ取結ひ迎も本服無覺束、親類打寄昼夜介抱仕候跡者何事も等閉ニ相成心痛仕候、折柄身を付込義絶之身として、恵四郎・悴弥太郎・同八之助三人參り、今日が養ひ呉候様不法之儀高声ニ申募候故、親類之もの辺々と申宥メ追返し申候得共、是が安兵衛病氣次第ニ差重り当二月七日死去仕、其節も恵四郎悴弥太郎召連參り、今日が跡式相続方之義、此方心之儘可致杯と傍若無人申募候得共、何分家内親類も愁傷之折柄当惑仕、辺々ト理解申聞追返し申候処、又候当五月上旬ニ恵四郎參り、悴弥太郎ニ跡相続為致候ケ、又者家督六分通相続ス歟杯と傍若無人申募、其節隣村辻村五右衛門、此賀江村彦助と申仁取噎ニ付、無拋取噎人対し返答ニ者恵四郎義、去卯秋山林伐荒シ候、詔言致し実意ニ立戻り候事ならハ、悴弥太郎働キ之たしに、十ヶ年之間年々米貳石ツ、合力致し可遣候間、其辺ニ而取噎呉候様相頼申候処、則右兩人が恵四郎江右之趣申聞セ呉候得共、不法之事共申破談ニ相成申候、其後恵四郎義者山林伐荒シ候詔言も不申、井戸村之内大宅坂峠と申所之側、字祖父谷山林之義者、安兵衛存命中ニ対談致置候間、山林之義者此方支配可致杯と空言を相認、建札仕候故引取持歸り申候、余り度々法外成義相働キ候間、御公儀様江御願可奉申上覺悟之処、大野村彦七、市次郎与申もの兩人相頼、去卯秋山林伐荒し候、詔一札差入申候ニ付、穩便ニ而下濟致し、遣し十ヶ年之間米貳石ツ、合力致し呉候様申二任セ差遣し、未三月も不立内此度又候亡祖之遺言杯と偽之義申立、輕重様々之事空言を書並べ御訟訴奉申上、

御上様江御苦勞相掛候段深奉恐入候、惠四郎義是迄數通之一札等も差入有之、且又安左衛門存命中者目通も不相叶、則同人ノ親類之内同国船并郡西田村宗甫と申、安左衛門妹智江遺言預ケ置候文言之内ニも、安三郎并妻まぢとも国本江立寄候ハ、勘当致し呉与書認メ有之候事故、惠四郎江遺言致し候、訳ケ一切無之筈、全空言ニ御座候、且又安兵衛相統中国本江下り勘定立会候杯与、申義者無跡方空言ニ御座候、伯父要蔵は天保七申年病死仕、安兵衛儀も当二月病死仕、私義跡相統仕候得共、若年ニ付親類忠右衛門後見致し居候処、同人義当七月下旬ノ中風相煩打倒罷在候処江付込、右様不法之義共申立御訴訟申上候段不埒千万ニ御座候、右之通忠右衛門病氣ニ付、同人忤忠次郎後見仕罷在候義ニ而、元來發端ノ惠四郎義身持不行跡より事起り、惠右衛門事安左衛門、亡安兵衛江者不申及親類一統心配相掛ケ、無益ニ金銀相消ヘ候義ハ夥敷義ニ而、此訳中々難申懸なれども、安三郎并忤共江も可成丈ケ相救家・屋舗・田地・山林四ヶ所、銀子三貫五百匁迄も差遣し有之、其外夫々一札之趣ニ而ハ、一言之義彼是申聞候義者難相成ニ御座候処、無其義剽強欲之義相目論見、亡父遺言通忤弥太郎江相統為致、私義速ニ引取候様杯と理不尽法外申立候段重々難相濟、当時相統方も甚六ヶ數、忠右衛門其外より之世話を以、漸取統罷在候仕合ニ而、心配仕居候義も不相弁、非道不当之義申懸ケ候段、迷惑離洩仕候間、何卒御慈悲を以右始末御憐察被成下、惠四郎義夫々一札通り相守、右体不法申立私相統之妨致、相手取不申様被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、已上

杉浦統之進殿知行所

丹州桑田郡大野村百姓 六三郎

介添後見

忠次郎

天保十五年 九月

御奉行様

この訴訟は天保十五年（一八四四）九月十六日東町奉行所において、加納繁三郎と櫛橋万五郎によって裁かれた。まず最初に訴状と返答書を読み聞かせて、双方に違い無きや否やをたしかめ吟味が開始され、その次第はつぎの通りである。

御上る（奉行所）

恵四郎（安三郎の事）其方ハ身持不行跡故、亡父安左衛門ヲ西田村川勝宗甫江遺書を預ケ被置たるニ者、勘当も可致処、目通りも不相叶故、親を見限家出致し、京都伯父兵助世話成り、造酒屋致し候ニ相違無之哉

恵四郎

相違無御御候

御上る

然ル所、其方身持不行跡相つノる故、伯父兵助も見限り、兄安兵衛、親類一同、亡父安左衛門遺言之通順養子ニいたし、其方身持不行跡増長故、亡父遺言通り義絶ニ相成、則其方一札も乍差入、身上押領仕杯空言申立段不埒成、継伯父杯申ニハ何ぞ訳ありや

恵四郎、安兵衛儀腹替り伯父ニ御座候

御上る

仮令腹替りニ而も、父方一ツならハ実の伯父ニ相違無之故、父安左衛門ヲ遺書を以弟安兵衛を順養子致候、其方

一切彼は申義無之筈成

惠四郎

私儀者如何様ニ相成候而も不苦候得共、忰弥太郎江跡相続可致筈ニ而、西田村川勝宗甫江誓約いたし預ケ置候

御上ら

誓へ誓約致候とも、夫者未親子之内成間、追々不身持増長ゆへ、其後義絶為致で無哉

惠四郎

恐入候得共、忰弥太郎本家に而出生仕、六三郎義者京都ニ而出生仕候

御上ら

誓へ何方ニ而出生致し候とも、父安左衛門ら安兵衛へ家督相続相譲り候得者、安兵衛存奇致し候筈にて、其方彼

是申義一切無之

惠四郎

娘やす儀は安兵衛娘ニ而者無之、勝手ニ相かたすけ候

御上ら

親子共因も切ニて者無之哉

忠次郎

やす儀者親子困を切候故、安兵衛娘いたし、安兵衛義理有娘故、拵等格別念入親類相談之上嫁入為致候

御上ら

娘やすも右様世話成候得者、可悦筈左様之義申候而も、其方願ニ相叶わぬぞ左様相心得、乍去実之証拠物有之者、重而願出候義ハ勝手次第此度之願ひ不相叶

奉行所では安三郎に質問し、その不行跡を確認させ、遺言によって安兵衛を順養子にして家督を譲り、安三郎が勘当になっているのに、身上押領などというのは不埒である。また叔父を継叔父などといひ、これを無視せんとしたのに対し、奉行所は親の遺言を重視し、安三郎の子の弥太郎の相続については、安三郎の義絶によってその効を失っていると指示し、弥太郎が本家にて出生、六三郎が京都にて出生、弥太郎の相続権を出生地から安三郎が主張したが、出生地は問題でなく、遺言によって安兵衛が相続したのだから、つぎの相続は安兵衛の発言が左右するのであるという見解をとっている。このようにして、安三郎は敗訴となり、安兵衛の子六三郎が家督を相続することが公認された。

安三郎は天保十年(一八三九)に生涯の捨扶持として、莫大な財産の分譲を受けたのであるが、それもつかい果しその上村方に大借をつくっており、村方から八か村名主仲間に依頼し、六三郎に交渉して借財銀一一貫余を支払わせ、さらに安三郎には一〇か年の間、年に五石の救助米を出させている。その折の一札はつぎの通りである。

(資料二) 差入申一札之事

一、私義若輩之御身持不行跡相重り、親共ハハ勘当、親類中ハ義絶之身として、去ル天保十五辰九月不法を申掛ケ、六三郎殿ヲ相手取、京都東御役所様江家督不残横領候杯と申立公訴仕、則十六日双方御召合之対決被仰付、御前召合之上則御奉行様ハ被仰聞候者、其方義是迄身持不行跡ニ而親共ハハ勘当ヲ請、親類中ハ義絶之義も地頭表ニ而聞濟ニ相成候上、義絶承知之一札も乍差入置、亡父跡相続致候伯父安兵衛死後、若手之悴六三郎ヲ相

手取、不法を相目論見願出候義甚以不埒之至、此度之願心は難相立と御利解裁許被仰渡、深々奉恐入候、早速歸村仕候得共、村方ニ大借有之返済差詰り暫時も行場所無之、誠ニ一日ヲ暮兼候故、村方江御頼申上候処、不便ニ思召村方も同年十一月ニ八ヶ村組合之衆中ヲ御頼被下候処、右始末御承知も衆中も六三郎殿江段々御頼被下候ニ付、六三郎殿も難默止思召、誠ニ筋違之借財銀拾壹貫目余御弁江被下、御蔭ヲ以夫々江返済仕忝仕合奉存候、然ル処家内四人共今日も取凌キ方無之、□死難洩之趣相歎キ候処、八ヶ村衆中氣毒ニ思召被下、是又六三郎殿江御頼被下候へ共、是迄私毎度無心ヲ申、合力ヲ請剩江去秋利不尽之公訴仕候ニ付、一錢之合力も容易ニ六三郎殿御得心無之義御尤ニ存居候得共、何分家内之もの共露命之繋キ様無之、段々相歎キ、右八ヶ村衆中も六三郎殿江手段ヲ尽シ御頼被成下候故、誠ニ厚御憐察之上、当巳年も来ル寅年迄拾ヶ年之間、為御救米五石宛ニ忝□家内共之取続方ニ御救被下、重々難有仕合奉存候、此殿美意正路ニ立戻り農業山稼第一ニ致し、尚又是迄差入置候一札之趣一ヶ条ニ而も相背申間敷候、万々一心得違仕候ハ、此以書付ヲ如何様共御取斗被下候共、私始家内不残一言之申分毛頭無御座、為後日之一札依而如件

井戸村 恵四郎 ㊦

忝 要 蔵 ㊦

弘化式年巳 六月

大野村 六三郎 殿

前文之通相違無御座候ニ付、八ヶ村惣代も右恵四郎江、以後万端美意正路ニ被致候様異見ヲ相加候へ者、前文之趣少茂相背申間敷旨承知致候間、其許殿始御親類中江も万一心得違ニ而、合力無心公事訴訟等又ハ金銀何ニ不寄

入魂ヲ以借り請候義も、八ヶ村惣代村役罷出、聊御難波相掛ケ申間敷候、為後証之奥印依而如件

八ヶ村惣代

比賀江村 彦 助 ㊦

辻 村 五右衛門 ㊦

塔 村 庄三郎 ㊦

鳥居村 彦 六 ㊦

井戸村 庄屋 市次郎 ㊦

年 寄 嘉兵衛 ㊦

弘化貳年巳 六月

大野村 六三郎 殿

御親類中

あ と が き

本稿は「勘当」あるいは「義絶」という家からの追放が、族縁結合の強い地域でどの程度の効果をおさめたかを、勘当後の追跡調査を通じて検証してみたのであるが、かかる地域では家とのつながりを完全に断ち切ることがむづかしかつたという結論に達した。

第一に勘当になった安三郎は、出京中の叔父の橋屋兵助を頼って京都に出て、兵助は金を貸し黒田屋幸次郎の造酒

株、家蔵、酒道具を与え造酒業の世話をしている。

第二にふたたびの不行跡によって借銀返済不能となるや、京都に分家中の叔父忠右衛門が安三郎改心し、商売出精するよう兵助に謝罪の仲介の労をとっている。

第三に安兵衛より義絶、親類一同と縁を切り、家族内では妻と離婚、子供とも縁を切りながら家族とはふたたび復縁している。

第四には帰国後の生活苦に対し、井戸村清左衛門の交渉で「假令亡父恵右衛門が勤氣請候身ニ而も元親子ニ相違無之」ということで捨扶持を与えられている。

第五には、山林盗伐の内済の際に、一〇か年の間米二石の合力をなす約束をしている。

第六に、家督奪回訴訟の敗訴後に、莫大な安三郎の借財に対し、井戸村役人が八か村名主仲間を動かす、本家に対し借財銀一一貫の支払をさせ、一〇か年の間に年に米五石を安三郎に救助米として与えることとした。

このように勘当された当の本人の安三郎はもちろんのこと、戸主になった叔父をはじめ出京中の叔父達、安三郎の妻子、村民の一人である清左衛門または村役人、八か村名主仲間までが、勘当の意義をよくわきまえていないようであり、かかる意識は族縁結合の強い環境下で育まれたものといえよう。

〔付記〕 本稿の執筆中に、相続関係の法制史上の問題について、大阪大学法学部の熊谷開作教授から御指導をうけた。記して謝意を表す。

(昭和四十八年十月二十日)